

介護給付適正化事業

【目的】

介護・介護予防給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要なとする過不足のないサービスを事業者が適切に提供するように促す。

【内容】

① 生活援助中心型算定の点検

介護給付で一人暮らし以外の者が、訪問介護の生活援助を利用する場合に、虐待等の有無や家族の状況を確認する。

② 短期入所の認定有効期間の半数を超える利用の点検

短期入所が長期の利用となる場合に、利用者の心身の状況やその置かれている環境等を適切に評価する。

③ 軽度者に対する福祉用具貸与の点検

例外的貸与対象者について、利用者の心身の状況から福祉用具の種目ごとに必要性を評価する。

④ 訪問回数の多い訪問介護算定の点検

居宅サービス計画に国が定める回数以上の訪問介護を位置づける必要性を確認する。

※点検内容に該当する場合には、介護支援専門員の作成した居宅サービス計画書等に提出が必要になります。